

第五次多摩市総合計画基本構想策定にかかわる市民団体提案実施要領

1. 件 名 第五次多摩市総合計画基本構想策定にかかわる市民団体提案
2. 目 的 第五次多摩市総合計画策定プロセスにおける、市民の計画策定への参画機会のひとつとして実施し、市民からのまちに寄せる想い(イメージ)や様々な意見をまとめることで、今後の策定過程における総合計画審議会への審議や庁内検討のための市民参画による重要資料として収集することを目的とする。
3. 事業内容 「多摩市の強み・弱み」「多摩市の目指すまちの姿」「まちづくりの理念・基本姿勢」について意見及び提案を収集する。
4. 根拠法令 ①多摩市自治基本条例(以下「条例」という。)第 23 条[参画の形態]
②多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則(以下「規則」という。)第 10 条第 1 項第 1 号[基本構想策定への参画]
③同規則第 11 条第 1 項第 5 号[パブリックコメント等への意見表明]
④同規則第 27 条[パブリックコメント等の実施]
5. 対象者 市内の 2 人以上で構成する団体(家族、友人、自治会、サークル、学校、企業等)
6. 周知体制 広 報 等：たま広報、公式ホームページ、市民協働NEWS、多摩市市民活動情報検索サイト
提案書設置場所：企画課、市内各図書館、行政資料室、市民活動情報センター
※平成 20 年 12 月から周知を実施する。
7. 受付期間 平成 21 年 2 月 2 日(月)から平成 21 年 2 月 17 日(火)まで
※ただし郵送の場合は消印有効
8. 意見提出方法 様式「第五次多摩市総合計画策定にかかる市民団体提案 提案書」に記入。
※様式に書ききれない場合は、別紙として A 4 版 5 ページほどの添付を認める。
9. 意見提出先 電子メール(公式ホームページ専用フォーム)
郵 送(企画課)
持 参(企画課)
F A X(企画課)
10. 成果の取扱い 同規則第 13 条及び第 14 条により、市民団体提案の内容について記録集を作成し、市民参画により出された参考資料として、今後の基本構想案の検討・審議に活用する。